平成 28 年 6 月 7 日

各　位

横浜市中区長者町 9 丁目 166 番地
株式会社　神奈川銀行
取締役頭取　三村 智之

株券廃止会社への移行について

当行は平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 91 期定時株主総会において、平成 28 年 9 月 1 日（木）を効力発生日とする当行定款の一部変更にかかる議案を付議することといたしました。

この定款の一部変更議案が承認されることを条件として、**平成 28 年 9 月 1 日（木）をもって当行は株券廃止会社へ移行し、当行が発行している株券はすべて無効となります。**

株券廃止会社への移行は、株主様における株券紛失のリスクを無くし、株券保管の負担を軽減できることおよび株式事務の合理化を図ることを目的としております。

今後、当行は新たに株券を発行しないことになりますが、**株主様の権利につきましては、これまでと何ら変わることはございません。**

現在所有の当行株券のお取り扱いにつきましては、株券廃止会社への移行が正式に決定した時点で、改めて株主様にはご通知いたします。

以　上

本件に関するお問い合わせ先
総務人事部　総務グループ　　ＴＥＬ　045-261-2641

Copyright© 2005 THE KANAGAWA BANK,LTD. All Rights Reserved.